

章	頁	意見
		<p>【意見】 <はじめに> 日本の電気通信は、NTTグループが、逡信省の時代から公社時代において国民からの付託を受けて構築した全国的なネットワークを引き継ぎ、これを現在も所有しているという歴史的経緯があります。これまでの競争評価の検証結果が示すとおり、NTTグループがほぼ全ての市場において圧倒的なシェアを有して市場支配力を維持しており、日本の電気通信市場をコントロールしているのは明らかです。</p> <p>このような歴史的経緯を持つ日本の電気通信市場のリーダーとして、NTTグループは、市場を今後健全に発展させ利用者利便の向上を図るために、市場における競争の在り方やその中で自身が果たす役割、競争性の担保などについての考えを自ら示す責任があります。</p> <p>競争評価は、日本の電気通信市場を発展させるために競争を導入したという本来の目的に照らし合わせ、競争状況を客観的に認識し問題点を明確化する上で大変有効な手段になっており、有意義な制度と考えます。今後に向けては、競争評価等の結果を適切かつ着実に活用して、これまでに実施した政策の検証を行い、更なる競争促進を図るような政策を打ち出して行くべきと考えます。</p>
評価結果の概要	14	<p>【総務省案】 (2) 競争評価2009以降の評価方針について</p> <p>【意見】 ・以下について、次期の基本方針の決定の際に検討していただくことを要望します。 <市場支配力により生じる問題の分析とルールとの関係> 競争評価では、市場支配力によって問題が生じているかどうかを分析するにあたり、現行ル</p>

ールの実効性を検証する必要がありますが、現在はその有効性の検証を実施しないまま、そのルールが存在することだけで直ちに有効と評価しているように見られます。

当社は、「競争セーフガード制度（２００９年度）」の検証結果案に対して提出した意見書において、競争セーフガード制度自体の実効性について改善を要望したところですが、次年度以降の競争評価では、競争セーフガード制度の実効性を担保した上で、これと連携して市場支配力の存在と行使を判断し、分析・評価に反映していただきたいと考えます。また、競争評価に透明性・客観性を担保する仕組みを導入することを前提として、シェアのみならず定性的要素を含め、総合的な判断によって競争評価を実施し、結果、問題が生じていた場合には、それに対する制度上の措置を講じ、その制度の有効性を競争セーフガード制度で検証するプロセスを実施していただきたいと考えます。

・以下について、次年度の実施細目に盛り込んでいただくことを要望します。

<NTTグループの市場支配力に関する分析>

これまでの競争評価の評価手法で分析してきた結果、NTT東・西をはじめとするNTTグループは、各市場において市場支配力を有していることが示されましたが、「競争セーフガード制度（２００９年度）」の検証結果案に対して提出した当社意見書において指摘した通り、全国レベルで展開されているNTT東・西と県域等子会社の一体経営や、県域等子会社等を隠れ蓑にしたグループ一体営業の実態も見られます。

NTTグループの一体営業やNTTブランド力を始めとしたNTTグループの市場支配力の問題について、次年度の競争評価の分析対象として新たに取り上げてアドバイザリーボード等の場で有識者の方々を交えて議論していただき、詳細に分析・評価を実施していただきたいと考えます。

（NTTグループの市場支配力に関する分析項目例）

- ・NTTブランドが利用者のサービス選択に与える影響
- ・県域等子会社と他のNTTグループ会社との取引関係
- ・グループ内外企業との取引関係を背景とした当該企業グループへの影響力

<p>I 固定電話領域 第2章</p>	<p>36</p>	<p>【総務省案】 5. 競争状況の評価 (2) 利用者の観点からの考察 (中略) これに対し、一度も固定電話サービスを変更したことが無い者の理由としては、「事業者のブランドや信頼性が高いと思うから」が43.8%と最も高い。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本評価案では、固定電話の契約数において大きなシェアを占めるNTT東・西の隣接市場へのレバレッジについて懸念する指摘もあることから、以下を踏まえ、次年度の競争評価ではNTTブランドを始めとしたNTTグループの市場支配力に関する詳細な分析を実施していただきたいと考えます。 ・本評価案の図表I-43～45では、「事業者のブランドや信頼性が高いと思うから」を挙げた回答者はいずれも上位に見られる。 ・2009年7月23日付で株式会社シード・プランニングが発表した「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」によれば、以下のようなアンケート結果であり、NTTブランドの強さやNTTグループが一体となって営業していると消費者に認識されていることが示された。 <ul style="list-style-type: none"> ■消費者が、NTTグループに対して持っている伝統的な「信頼」のイメージは、NTTグループ特有の歴史的背景が影響している。 ■消費者は、「NTT〇〇」というように、「NTT」が冠に付くことにより購入時に既成の信頼感により利用意向が高まる傾向にある。 ■消費者は、固定電話サービスについては、「NTT」、「NTT東日本」、「NTT西日本」、「NTTコミュニケーションズ」を想起しており、「NTT」によって提供されていると認知している。

<p>I 固定電話領域 第2章</p>	<p>39</p>	<p>【総務省案】 5. 競争状況の評価 (3) 市場支配力 1) 固定電話市場（加入部分） ②市場支配力の行使 （中略）</p> <p>総務省では、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件（活用業務認可制度に係るものを含む。）の有効性について定期的に検証することを目的として「競争セーフガード制度」を07年度から運用しており、これによりこれら措置の有効性を担保している。</p> <p>また、新型直収電話やOABJ-IP電話の提供のように、シェアは小さいながらも、NTT東西の競争事業者が価格面・サービス面で競争を展開している状況にあり、特に後者のOABJ-IP電話は今後の更なる伸張も期待される。そのため、NTT東西が固定電話に関する料金を引き上げるインセンティブは働きにくいと考えられる。</p> <p>ただし、モニターアンケート調査結果を考慮すれば、他領域のサービスとのセット提供と固定電話サービスの選択が関連している可能性がある。例えば、FTTH市場でのNTT東西のシェア増大（09年3月末時点で74.1%）に対してOABJIP電話とのセット提供が寄与している可能性があると考えられる。</p> <p>また、競争事業者からは、NTT東西が保有するNTT加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位である可能性について指摘がある。このような状況を踏まえれば、固定電話市場における市場支配力のFTTH市場等他市場でのレバレッジの有無等について、引き続き注視が必要である。</p> <p>【意見】 ・当社は、以下のことから、NTT東・西は固定電話市場（基本料及び通話料）において市場支配力を現に行使しており、さらに隣接するインターネット接続市場全体（ADSL/FTTH</p>

／CATV、ISP市場）にレバレッジを効かせていると考えます。

①固定電話市場における市場支配力の行使

・基本料部分

NTT東・西の固定電話基本料については05年の料金改定で若干の引き下げ（1,750円→1,700円）は行われたものの、94年時点での料金（1,550円）を下回ることはなかった（P15図表I-16より）。

本評価案では、「NTT東西が固定電話に関する料金を引上げるインセンティブは働きの弱いと考えられる」ことから市場支配力を行使していないとしているが、競争事業者のシェアが未だ小さく、NTT東・西が実質的に料金高止まりのまま引き下げていないことは、NTT東・西が基本料部分で市場支配力を現に行使していることを示している。

・通話料部分

NTT東・西は、基本料と通話料との組み合わせによって通話料部分をコントロールしている。

例えば、競争事業者自らが、NTT加入電話の基本料を含めて一括請求するには、NTT東・西の県内異名義割引サービスを利用するしか方法がないが、同サービスではNTT東・西の県内通話については最低利用料（600円／回線）が設定（*）されており、NTT加入電話の基本料請求を梃子に通話部分の市場に支配力を行使している。

* NTT東・西の「県内異名義割引サービス」では、NTT東・西の市内通話及び県内市外通話の月間割引後料金が600円／回線に満たない場合には、ホスト契約者に対して、割引後料金との差額が請求される。

結果として、マイラインの県内市外の登録シェア（NTT東・西とNTTコミュニケーションズの合計）は約82%（2009年6月末時点）を占めており、通話料部分でも市場支配力を行使して固定電話市場をコントロールしている。

		<p>②隣接するインターネット接続市場全体へのレバレッジ</p> <p>O A B J-I P電話とF T T Hサービスのセット提供だけでなく、I S P（O C N with フレッツ等）まで同時に申し込みが出来るなど、N T T加入電話の顧客情報を起点にN T Tグループが連携したバンドルサービスの提供も可能である。</p>
<p>Ⅱ 移動体通信領域 第2章</p>	4 4	<p>【総務省案】</p> <p>4. 競争状況の評価</p> <p>(4) 今後の注視事項</p> <p>2) 技術革新等による影響</p> <p>(中略)</p> <p>また、今後、フェムトセル方式による超小型基地局設備の設置が進むことが想定される。固定ブロードバンドと連携したFMCサービスとしての運用も想定され、隣接市場における競争状況が携帯電話・PHS市場における競争に影響を及ぼす可能性もあり、サービスの動向等について注視が必要である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスラインのほとんどをN T T東・西が独占する状況である以上、N T T東・西とN T Tグループ（N T Tドコモ）のFMCサービスは認められるべきではありません。ボトルネック設備やN T T加入電話の顧客情報を保有するN T T東・西が、移動体通信市場でのドミナント事業者であるN T Tドコモと連携したFMCサービスを提供することは、公正競争上問題であるため、「サービスの動向等について注視が必要」とする本評価案に賛同します。 ・なお、問題が生じた場合には、速やかに公正競争の確保に必要な措置を講じるべきと考えます。
<p>Ⅲ インターネット 接続領域</p>	2 3	<p>【総務省案】</p> <p>4. 競争状況の評価</p>

第2章

(2) 市場支配力

2) 市場支配力の行使

①単独での市場支配力の行使

(中略)

さらに、F T T Hサービスへの加入に際しては、固定電話料金の低廉化やF T T Hサービスとの一括請求メリットをもたらすO A B J - I P電話とのセット提供が行われている。このセット提供は、固定電話市場でのシェア減少の歯止めとなるとともに、F T T H市場におけるN T T東西のシェア上昇に繋がっている可能性がある。セット提供自体が直ちに競争上問題となるものではないが、設定された価格水準等の提供条件について引き続き注視すべきである。

また、N G Nに関しては、N G Nサービス提供地域において新たに「ひかり電話」を申し込む場合に「フレッツ 光ネクスト」の加入が必要とされており、こうした形でのセット提供が消費者の選択肢を狭める可能性にも留意が必要である。

加えて、N T T東西は、N T T加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性もある。このように、N T T東西による固定電話市場からF T T H市場へのレバレッジ等によって、F T T H市場で市場支配力を行使することへの懸念がある。

【意見】

・当社は、以下のことから、N T T東・西がN T T加入電話の顧客情報を起点とした隣接市場へのレバレッジによって、F T T H市場において市場支配力を行使していると考えます。

・N T T加入電話からO A B J - I P電話への置き換えを通じた固定電話からF T T Hサービスへのマイグレーションに際してのN T T東・西のF T T HサービスとO A B J - I P電話とのセット提供は、固定電話市場における市場支配力を梃子としてF T T H市場におけるN T T東・西の市場支配力を強めている。

・また、「フレッツ光ネクスト」に加入しないと「ひかり電話」を利用できないというN T T東・西のセット提供は、消費者の選択肢を現に奪っており、公正競争上の問題があるのみならず利用者利便も損なっている。

<p>Ⅲ インターネット 接続領域</p> <p>第2章</p>	<p>24</p>	<p>【総務省案】</p> <p>4. 競争状況の評価</p> <p>(3) 利用者の観点からの考察</p> <p>(中略)</p> <p>図表Ⅲ－18に示した調査結果からは、インターネット接続回線サービスを選択する理由のうち上位を占めるものとして、常時接続、利用料金、通信速度といったサービス条件に関するものが上位を占めている。また、工事や手続等導入の容易さを理由の2番目及び3番目に挙げている回答者が比較的多い。また、図表Ⅲ－19に示した調査結果からは、事業者を選択する理由として利用料金を1番目の理由に挙げている回答者が多く、工事や手続等導入の容易さを2番目及び3番目に挙げている回答者が多い。</p> <p>また、工事や手続等については、事業者の選択理由において2番目、3番目に挙げた回答者数が昨年度調査と比較して増加している。モニター調査であるという点で、一定の留意が必要であるものの、アンケート結果は、料金やキャンペーン等に加え工事や手続等が事業者選択上重要度を高めていることを示しているとも考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ F T T H市場において N T T 東・西のシェア増加が続いている状況は設備面や営業面、また手続面で公正競争ルールの整備が不十分であることを示していると考えられることから、次年度の競争評価では、事業者間における設備利用の手続きやリードタイムに関する競争事業者と N T T 東・西の利用部門間の公平性について詳細に分析していただきたいと考えます。 ・ 本評価案では、モニター調査の結果、インターネット接続回線サービスを選択する理由として「工事や手続等導入の容易さから」が、「料金」に次いで挙げられている（P 25 図表Ⅲ－19）が、ブロードバンド市場における N T T グループの契約回線数シェアが約 50%を占めている（P 15 図表Ⅲ－12）ことに鑑みれば、N T T を選択した利用者にとってサービス選択時に「工事や手続等導入の容易さ」が少なからず影響していることが考
--------------------------------------	-----------	--

		<p>えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、2009年7月23日付で株式会社シード・プランニングが発表した「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」によれば、利用している固定電話サービスを変更する際に、「不安を感じる」が6割弱あり、その理由としては、「手続きが面倒になる」が8割以上を占めた。 ・なお、問題が生じていた場合には、改善された競争セーフガード制度に基づき必要な措置を講じていただきたいと思います。
<p>Ⅲ インターネット 接続領域 第2章</p>	<p>26</p>	<p>【総務省案】</p> <p>4. 競争状況の評価</p> <p>(4) 今後の注視事項 (中略)</p> <p>さらに、NTT東西によるNGNを利用したサービス「フレッツ 光ネクスト」の開始がブロードバンド市場に与える影響について注視すべきである。同サービスは、未だ普及段階にあると考えられるものの、今後利用が拡大していくことが見込まれることから、固定電話市場からのレバレッジの可能性などに関しては今後も注視すべきである。また、IP v 6移行に伴うNTT東西のNGNとISPとの間の接続方式の変化がISP部分市場に大きな影響を及ぼす可能性があり、この点については、現在進められている事業者間の協議や政策的な動向を含めて注視する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、以下のことから、「IP v 6移行に伴うNTT東西のNGNとISPとの間の接続方式の変化がISP部分市場に大きな影響を及ぼす可能性があり、この点については、現在進められている事業者間の協議や政策的な動向を含めて注視する必要がある」とする本評価案に賛同します。 ・本来NGNとFTTHサービスは分離して構築・提供される必要があるが、現実にはその

		<p>ような提供形態にはなっておらず、その結果、「フレッツ光ネクスト」のお客様にはNTT東・西のNGN以外に選択の余地がなく、ISP各社とはNTT東・西のNGNを経由して接続せざるを得ない構造である。このように、固定電話市場からのレバレッジによるFTTH市場でのNTT東・西の市場支配力の行使が、NGNにまで及んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NGNのIPv6接続方式がネイティブ方式となった場合に、NTTグループ会社がネイティブ接続事業者として選定されるなら、上述した固定電話市場からFTTH市場（NGN）へのレバレッジに加えて、FTTH市場（NGN）からISP市場（ネイティブ接続事業者）へのレバレッジ等によって、NTTグループが市場支配力を行使する可能性があり、さらなる公正競争上の問題が懸念される。 ・このように、NGN-FTTHの組み合わせによって、NTT東・西の市場支配力が行使されることから、ただちに公正競争上の問題を解消する抜本的な措置（NGN活用業務の認可取り消し等）を講じるべきです。 ・また、喫緊の課題として、行政指導によってNTTグループ会社をネイティブ接続事業者に選定することを禁止すべきです。
<p>VI 法人向けネットワークサービス領域 第3章</p>	<p>22</p>	<p>【総務省案】</p> <p>4. 競争状況の評価 (4) 今後の注視事項 (中略)</p> <p>更に、NTT東西の持つNTT加入電話の顧客情報を活用することで、NTT東西、NTTコムコミュニケーションズが競争事業者に対してWANサービスの利用者獲得において優位に立つ等、総合的な事業能力が発揮される可能性もある。これらを考慮し、NGNを活用したWANサービスの提供状況、NTTグループの協調による市場支配力の保有・行使の可能性等について、引き続き注視する必要がある。</p> <p>【意見】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・「NTT加入電話の顧客情報を活用することで、NTT東西、NTTコミュニケーションズが競争事業者に対してWANサービスの利用者獲得において優位に立つ等、総合的な事業能力が発揮される可能性もある」とする本評価案は適切と考えます。 ・さらに、当社が「競争セーフガード制度（2009年度）」の検証結果案に対して提出した意見書において指摘したとおり、法人顧客情報については、NTT加入電話の顧客情報と法人向けネットワークサービスの顧客情報との区別を厳密に行うことは、事実上困難であると考えられますが、NTTコミュニケーションズや県域等子会社などのNTTグループ各社が、競争事業者と公平な扱いであるという名のもとに、NTT東・西から競争事業者が入手していないNTT加入電話の顧客情報の要素を実態として含んでいるともいえる法人顧客情報を入手し、法人向けネットワークサービス領域で市場支配力を高める可能性もあります。 ・次年度の競争評価では、NTTグループの市場支配力の問題について詳細な分析・評価を実施していただきたいと考えます。 なお、問題が生じていた場合には、改善された競争セーフガード制度に基づき必要な措置を講じていただきたいと考えます。
<p>V 新サービスの市場競争への影響に関する分析</p> <p>第2章</p>	<p>14</p>	<p>3. 考察</p> <p>1) -2 通信サービスの中では、特にインターネット接続と移動体通信が利用者のサービス選択に与える影響が大きい。</p> <p>通信サービスでは、インターネット接続、移動体通信が重要視されている。アンケート調査では、これらを「特に重要である」、「重要である」と答えた者がインターネット接続は6割強、移動体通信は5割近くになっている。また、ACAにおける「寄与度」に関する分析において、通信サービスに限ってみれば、上位1、2位に「インターネット接続」、「移動体通信」が挙げられている。</p> <p>従って、様々なインターネット接続サービスや移動体通信サービスが組み合わせられたサービスが提供されることによる選択の幅の広がりが、利用者利便の一層の向上に資する可能性がある。</p> <p>【意見】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・本報告書案では、「インターネット接続（特にF T T H）」や「移動体通信」が組み合わされたバンドルサービスは、利用者のサービス選択に与える影響が大きいと示されていますが、N T T加入電話の置き換えであるN T T東・西のインターネット接続サービス（F T T H）を起点とした、加入電話基本料やN T Tグループのサービス（移動体通信・テレビ視聴）とのセット提供が展開された場合には、公正な競争が阻害されるおそれがあります。 ・「インターネット接続（特にF T T H）」や「移動体通信」との一括請求等のバンドルサービスを行うに当たっては、N T T東・西がほぼ独占している加入電話の基本料部分を競争事業者も同等に扱えないと公正な競争に影響を及ぼすおそれがあります。また、将来的にはN T Tグループの一体提供によって選択の幅が狭まり、利用者利便を損なう可能性が考えられます。 ・次年度の競争評価では、N T Tグループの市場支配力の問題について詳細な分析・評価を実施していただきたいと思います。 <p style="margin-left: 40px;">なお、問題が生じていた場合には、改善された競争セーフガード制度に基づき必要な措置を講じていただきたいと思います。</p>
<p>V 新サービスの市場競争への影響に関する分析</p> <p style="text-align: center;">第4章</p>	<p style="text-align: center;">2 2</p>	<p>【総務省案】</p> <p>まとめ</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>また、FMC型サービスが市場競争へ与える影響について、これらに対する利用者利便をWTPとして計量的な把握を行い、分析結果から普及率の推定を行った。無料通話サービスや請求書の一本化、コンテンツ・アプリケーションの共有化は回答者の選択に対してプラスに働いており、このようなFMC型サービスが提供された場合、利用者利便の向上に資する可能性がある。他方、そうしたバンドルサービスは利用者の利用動向へ与える影響も大きくなることが予想されるため、支配的事業者が関係するバンドルサービスの提供などに関しては、公正競争の確保の観点から注視することも重要である。</p> <p>今後、通信サービスの高度化・多様化が更に進展し、市場環境等が変化していく中で、バンドルサービスについては以上の点を念頭に置きつつ、その競争や利用者利便への影響について引き続き注視していく必要がある。</p>

		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・今回分析が行われた固定電話・インターネット接続・移動体通信のセット契約は、サービスの付加価値を高め、利用者利便向上の観点で重要ですが、NTT加入電話の顧客情報を持つNTT東・西と連携したNTTグループによるFMC型サービスの提供（固定電話-移動体通信、インターネット接続（加入電話の置き換えとしてのFTTH等）-移動体通信等）については、隣接市場への支配力のレバレッジとなる可能性があります。・また、これらの連携サービスだけでなく、NTT東・西と上位レイヤとの連携サービス（FTTH市場-ISP市場、FTTH-映像サービス、FTTH市場-コンテンツ・アプリケーション等）についても、今後は注視する必要があると考えます。次年度の競争評価ではこれらについても分析していただきたいと考えます。 <p>なお、問題が生じていた場合には、改善されたセーフガード制度に基づき必要な措置を講じていただきたいと考えます。</p>
--	--	--